

別海町自治基本条例（素案）に対して寄せられた町民のご意見等とそれに対する別海町の考え方

平成２２年１２月２８日（火）から平成２３年１月２５日（火）までに、「別海町自治基本条例（素案）」についてパブリックコメントにより、ご意見が寄せられ、これらのご意見などについて、これに対する町の考え方を示しました。

なお、寄せられたご意見等は発言者のご意見をなるべく原文のまま掲載していますが、取りまとめの便宜上、一部要約している箇所もあります。

別海町自治基本条例（素案）にかかるご意見等と基本的考え方

前文に対して

ご意見	町の考え方
「前文」というのは、日本国憲法にもあるようにその決まり事を制定するにあたっての崇高な理念がのべられている格調高い文と私は思います。 条例の前文は２／３が町を紹介する観光案内文のような気がしました。 大事なのは後半１／３の内容なので、その部分に重点をおいて内容を膨らませ前半の２／３は、せめて１／２程度に縮める方が前文という名にふさわしい文になるのではないのでしょうか。 ※私の意見としては、町の紹介を１／２以下にして、条例制定の理念・宣言を１／２以上のスペースについてはどうかということです。	○観光パンフレットのようにならないよう文章表現を整理し、前文全体を改めて検討致しました。 条例制定の理念・宣言については、地理的特徴や成り立ち、これまでの発展の経緯を確認した後、条例制定の理念・宣言（今後、どのような町を目指すか）の順番で前文を構成することと致しました。 なお、条例制定の理念は「基本理念」として、前文とは別の章の第１章総則の第４条（基本理念）で詳しく謳っています。 前文の構成として、 ・前段は、地理的特徴や成り立ち。 ・中段は、産業（酪農・漁業）、自然。 ・後段は、環境、そして、今後どのような町を目指すのか。を記述しました。

前文に対して

ご意見	町の考え方
全体としてあまりにも淡々としていて、胸に迫ってくるものがありません。	○文章表現を整理し、前文全体をみんなでつくる自治基本条例検討委員会、庁内検討委員会で内容を改めて検討しました。
全文の前段として 別海町がどんな町なのかを読む人にアピールする。住んでいる人に又町に係る人に、そしてこの条文を読む人にどう印象づけるかということとは大切だと思います。 この前文では、大まかな別海町の紹介がありますが、別海町を知らない人が前文を読んだ時「一度行ってみたい」と思わせる程の内容を含めてほしいと思います。それが別海町の住民の誇りに繋がる内容になるのではないのでしょうか。人を呼び寄せることのできる前文がほしいと思います。 まだ歴史の浅い町（本当に浅いのでしょうか）として、これからのまちづくりに前文の果たす役割は大きいと思います。	○前文の本来の意味としては、法令等制定の趣旨や基本原則などを記すもので、前文で「読んで人を呼び寄せる」ための表現は非常に難しいものですが、検討のうえ、出来る限り盛り込むよう記述しました。
・別海町には先住民族のアイヌの人たちはいなかったのでしょうか。 先住民族の人との関わり、又先住の人はどんな役割を果たしてきたのでしょうか。 北海道の地にあって、歴史がこの人々から始まるとすれば別海の長い歴史が見えてくる、別海の言葉の由来にも触れるものになるのではないのでしょうか。	○アイヌの人たちについては、前文全体を改めて検討し、以下の条文を加えることと致しました。 【悠久のむかしから、アイヌの人たちや先人達の労苦によりその歴史を刻んできました。】

前文に対して

ご意見	町の考え方
・野付半島の名を入れるとすれば、上空から写された半島に魅せられ、「道東を旅する時があれば、是非あの半島に行ってみたい」と言う人が道外にいることを思うと、もっと表現の中で住民も野付半島を見直せるような表現を入れられたらと思います。 トドワラには数年前訪れたときは「昔森であったことを証明する植物がある」ことを、友人がその植物を示して教えてくれました。ロマンあふれる散策路でした。 「幻のまちキラク」を取り上げるなども効果的ではないでしょうか。あれもこれもと細かく入れるより、別海町の魅力を大いにアピールしてほしいと思います。 別海町に住みながら、見過ごしているような魅力、見直してゆきたい魅力など入れてほしい。 四季の鮮やかな変化・太陽の輝き・空の青さ・ブルーに染まる雪の降る町・丹頂鶴の営巣・水道水は摩周湖の伏流水などもあります。	○前文では可能な限り町の特徴や産業・自然・環境・今後の目標等についてアピールできるよう記述しましたが、長文になっても理解しづらくなることもあり、条文中では、下記のとおり謳っております。 （１）野付半島 国後島を望み根室海峡に接する海岸部には、野付半島や野付湾、風蓮湖があり、全国でも有数の渡り鳥飛来地として知られています。 （２）トドワラ トドワラについては、条文中に記載しておりませんが、観光パンフレット等で記載し、これからもアピールしていきます。 （３）幻のまちキラク キラクについては、条文中に記載しておりませんが、観光パンフレット等で記載し、これからもアピールしていきます。 （４）四季の鮮やかな変化・太陽の輝き・・・・・摩周湖の伏流水 上記についても、条文中に記載しておりませんが、観光パンフレット等で記載し、これからもアピールしていきます。
・ 別海町民憲章の５つの理念の尊重について 条例全体に説明のために解説がついていますが、解説がつかなくなったとき、前文では憲章の内容は見えません。又探すとすれば困難な方も沢山いらっしゃると思います。 他の町の自治基本条例では別海町の条例の草案と同じく、町民憲章の理念の尊重とだけ記入しているところもありますが、憲章にどのような内容が書かれているのか、解るようにする事が必要だと思います。	○条文で「別海町民憲章」という文言が出て来るのは、前文と第１章総則の第４条（基本理念）ですが、「内容が見えるものにすることがある」という意見があるように、解説に詳しく町民憲章とはこのような内容であると記載しました。

この条例を別海町のまちづくりに関する最高規範（**条例の位置づけ第2条**）と位置づけることになっており、別海町民憲章は非常に重要な位置にあります。

それは前文の・・・・・・いつまでも住み続けたいと思うまちとするため、別海町民憲章の5つの理念を尊重し・・・・・・となっており町民憲章がこの自治基本条例の基本的考え方になっているからです。

全文を前文に含める必要は無いと思いますが、例えば

・**元気で働ける町・助け合える町・明るい町・平和な町・文化の町**など、憲章の中の大きな部分を記載したうえで憲章の理念の尊重を謳う必要があると思います。

憲章が別海町の原則的な規範であるとするれば、こうした（例の）5つの内容は重要であり、時代の流れの中で失われないよう、見える形を文言として入れる必要があると考えます。まして、5つの理念を尊重し、まちづくりを進めていかなければなりませんし、役割と責任を明確にし、と断言しているわけですから、憲章は内容が見えるものにする必要があると考えます。

そうすることで、再度憲章が出てくる**基本理念第4条**の内容も理解出来る事になります。

基本理念の第4条でも別海町民憲章が出てきます。精神と基本理念の尊重、そしてまちづくりを進めていくということになっています。

・公正で民主的なまちづくり

町民が主体となってまちづくりを進めるということでこの条例も進んでいると思います。

役割・責任・課題解決の仕組みづくり・協働による住民参画のまちづくりなど、重そうに感じられる言葉が並びます。それでも進んでいく必要があるという状況にあるなかで、求められるのは、公正で民主的なまちづくりではないでしょうか。責任を持った中で自分の意見を述べることも必要となるでしょうし、人として保障されることも必要です。

検討委員会の中では十分に保障された中での発言がなされていると考えますが、それがまちづくりに係る住民全員にも必要だと考えます。既に公正で民主的に行われていると思われる方もいらっしゃると思いますが、現実はそのような部分もあると考えます。この文言をいれ自主的なまちづくり参加が求めやすくなると考えます。

（例）

地域社会における課題解決の仕組みづくりと、公正で民主的な協働による住民参画のまちづくりを目指すため、ここに別海町自治基本条例を制定します。

○前文に「町民がいきいきと暮らし活動できるまちの実現に向けて、それぞれの役割及び責任を明確にし、」という文言を入れて表現し、詳しい内容は、第2章情報共有の第12条（町民参加の基本）「町民は、まちづくりの主体として、自主的及び自発的にまちづくりに参加することを基本とします。」という条文で表現することとしました。

前文に対して

ご意見	町の考え方
学生の作文のような感じがする。もっと高（貴）らかに出来ないものだろうか。作家などに検討してもらい、この風物と歴史、理念を解りやすくかつ情熱的に歌い上げて欲しい。	○作家などへ検討の依頼は行いませんでした。みんなでつくる自治基本条例検討委員会、庁内検討委員会で内容を再検討し、作成しました。
（ ）内の文言を入れていただければ、より町民に伝わるのではないかと思います。 3行目 または、江戸時代後期から（<u>アイヌ民族の開拓の足跡をたどりながら</u>）本別海を中心とした→ 4行目 その後内陸部に（<u>開拓の鍬が本格的に入ることになりました。</u>） 下から6行目 （<u>一次産業の安定は厳しさを増やしていますが</u>）この様な広大な豊かな→	○条文に「悠久のむかしから、アイヌの人たちや先人達の労苦によりその歴史を刻んできました。」と条文に入れました。 ○条文に「内陸部へも開拓の鍬が入ることとなりますが、・・・」と条文に入れました。 ○条文では、前段は、地理的特徴や成り立ちを謳い、中段は、産業（酪農・漁業）、自然を謳い、後段は、環境、そして、今後どの様な町を目指すのか。を記述しました。 （一次産業の安定は厳しさを増やしていますが）と言う文言については、それぞれ（酪農・漁業）の歴史（昔と現在）の構成で記述しました。

第1章 総則（基本理念）に対して

ご意見	町の考え方
（ ）内の文言を入れていただければ、より町民に伝わるのではないかと思います。 第4条（2）について →まちづくりの主体として<u>（一人一人の意見を尊重し）</u>お互いに情報を共有→	○まちづくりの主体と考えた時に、この文章の中で、「1人ひとりの意見を尊重し」というのは、この条では「町民、議会、行政」団体（組織）のことなので、「1人ひとりの意見を尊重し」を入れると個人的なこととなり、この理念をこの条には入れるべきではないと考えます。 また、「1人ひとりの意見を尊重する」というのはとても大切なことですので、第11条（町民の意見などへの取扱い）の解説の方に「1人ひとりの意見」と追加することと致しました。 解説【町民からの“まちづくり”に関する1人ひとりの意見、提言、要望などについては、迅速かつ誠実に対処することと定めています。】

第2章 情報共有（町民の意見などへの取扱い）に対して

ご意見	町の考え方
解説について、意見などの扱い方についての具体的な流れがそれぞれわかるようなものであるべきではないか。	○「意見の扱い方」がどのように取り扱われるのか？といったことなどが、例えば「町民（町内会など）から要望・要請があった場合」という流れでその要望・要請が“まちづくり”に生かされて行くのかなどの流れと考えるので、これを図解化（フロー図など）し、わかりやすくする事で、より理解されるように条例が施行された後、パンフレットを作成したいと思います。

第3章 町民参加と協働（町民参加の方法）に対して

ご意見	町の考え方
解説について、それぞれの参加方法について具体例を挙げながら、手続きや流れがわかるようにすべきではないか。 ※町民参加の方法として現在ある制度（町長と話しませんかなど）について、定期的に周知するなど、PR機会を増やすべきである。	○行政からのPRはホームページか広報べつかいを利用した方法が主となっておりますが、色々な団体の方々が集まる機会に、PRをお願いしていくことも方法のひとつであると考えています。

第4章 町民（町民の役割及び責務）に対して

ご意見	町の考え方
心豊かにするために、ボランティア活動に町民みんな日常的に進んで出来るよう条例に加えてほしい。 1. 汗を出して（労働で） 2. 知恵～アイデア～を出して 3. 物品を出して（不用品になった物でも） 4. お金を出して（少額でも多くの人が出せば） 5. 声を出して（活動している人に、「ご苦労さん」又「ありがとう」「頑張ってください」） こうした事に多くの人々が「参加する」「後押しする」「サポートする」「支える」そして「評価する」～ボランティアも作物と同じように水や肥料をやり育てることが大切です。 この様な事を条例にして、町民が協力して実行したら本当に住み良い町になると思います。 また、町の職員も職場でボランティア休暇の制度で年に数回でも、先に上げた1～5のうち何かひとつでも実行出来るよう、こうした条例をきっかけに考えてほしい。	○第5章地域コミュニティの第23条（地域コミュニティにおける町民の役割）の中で「町民は、協働によるまちづくりを進めるため、地域コミュニティが果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加協力するよう努めます。」という条文で表現することとしました。 ○職員が社会に貢献する活動を行う場合、年に5日の範囲内で認めており、今後も積極的な活用を働きかけていきます。

全体としての意見

ご意見	町の考え方
条例では説明文が付かないとの話でしたが、他の地方に並んで条例をつくるのではなく、町民に分かりやすく何を言わんとしているか分かるように考えれば大切な部分にも説明文が付いていても良いのではないかと思う。 わかりやすいユニークな文でも条例でもいいのではないか。	○パンフレットをつくる際は、町民にわかりやすいように配慮したものを作成したいと考えています。
・住民との対話と周知と内容の見直しについて 多くの住民が内容をほとんど知らない間に基本条例の制定の準備が進みました。周知はできていない状況であり説明会で聞いた人が他の人に説明しようにも解説を読んだり、当日質問があった答えを覚えている範囲で説明するしかないと言うところです。内容の見直しは意見が出た中でどのように検討委員会で、最終的に考えられ、まとめられるのを待つこととなります。住民の声は1月25日で集約されるので、後は待つしか方法はありません。公平・公正に考慮し住民が出した意見で、必要と判断された内容は取り入れていただきたいと思います。住民が自分達も参加したと言える条例になるには説明会参加者も多くなく、まだ遠いと思います熟慮をよろしくお願いいたします。 条例ができ住民への周知の段階では、地域に出向き条例の説明をしていただきたいと思います	○「パブリックコメント・地域説明会」で寄せられた貴重な意見については、「みんなでつくる検討委員会・庁内検討委員会」で検討し、必要と判断した内容について、出来るかぎり取り入れながら条例（案）を作成しました。

全体としての意見

ご意見	町の考え方
・推進についての考え方 説明会のときに基本条例ができて私たちの生活は何もかわらないと説明がありましたが、少しでも変わってほしい、変える努力をする必要があると思います。 特に若い人たちに馴染んでほしいので、学校教育の中で条例を副読本としてつくり何らかの実践をもって子どもたちに教えてほしいことと、紙芝居や歌など文化的に創造できれば良いと思います。 色々ある中の一つの提案です。	○わたしたち（町民、議会及び行政）は、それぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向けた住民参加の協働のまちづくりをするために、意識を大きく変えていかなければならないと考えています。 ○とてもユニークな発想であると思いますので、今後、十分検討することと致します。なお、住民参加の協働のまちづくりを進めるためにも、子どもからお年寄りまで全町民の皆様方にこの条例を理解していただけるよう、このような提案も参考にしながら浸透を図っていきたいと思います。
・条例づくりなどに参加した事がないので何をどうすれば良いかわかりませんが、私としては一般の人、町民が見てわかりやすい、又、こんな事も大切だしいね。と思うような条例がいいと思います。 又、つくっても、あまりむずかしくして一般の人が理解しにくい条例でも意味がない。	○「みんなでつくる自治基本条例検討委員会」では、自治基本条例の策定に当り、委員一人ひとりが責任を持ち積極的に参加し、条文の内容はもちろんのこと、町民にとって「わかりやすい条例」「親しみやすい条例」「実践していくことができる条例」となるよう、当たり前と思われるような事でも、大事なものはあえて規定するなど、まちづくりに対しての自分の思いや意見を述べ、意義、理念、原則、盛り込まれる事項、表現の仕方について議論致しました。（※別海町みんなでつくる検討委員会【提言書】より抜粋） この提言書にもあるように、行政主導とならないように、「職員プロジェクトチーム」による素案のたたき台の作成、「みんなでつくる自治基本条例検討委員会（町民組織）」での素案の検討、「地域説明会・パブリックコメント」での貴重な意見、「庁内検討会議」での検討と様々な人々の意見・提言が盛りこまれて「別海町自治基本条例」はつくられております。なお、この条例が施行された後は、全町民の皆様方にこの条例を理解していただけるよう、見てわかりやすい「パンフレット」を作成したいと思います。